

## 八戸市学校給食基本計画（更新版）の概要について

### 1. 計画の更新理由

市内3箇所の学校給食センターのうち、北地区及び東地区給食センターの老朽化が進んでおり、毎年多額の修繕費用が発生している状況である。

また、平成9年に文部科学省により定められた「学校給食衛生管理基準」による衛生管理を徹底するためには新たな施設の建設又は大規模な改修の必要がある。

新センターの建設や大規模改修にあたっては、計画から供用開始まで最低5年程の期間が必要となることから、平成23年6月に策定した現行の「八戸市学校給食基本計画」を更新し、新たな学校給食センターの整備方針や年次計画を盛り込むこととしたものである。

2019.5月

	北地区学校給食センター	東地区学校給食センター	西地区学校給食センター
竣工	昭和54年5月（築40年）	平成2年3月（築29年）	平成29年3月（築2年）
所在地	石堂三丁目8-6	大久保字浜長根3-1	北インター工業団地二丁目2-1
敷地面積	3,597 m <sup>2</sup>	4,158 m <sup>2</sup>	10,526 m <sup>2</sup>
建物面積	1,498 m <sup>2</sup>	1,541 m <sup>2</sup>	4,656 m <sup>2</sup>
供給校	12校	17校	38校
供給食数	約4,400食	約4,200食	約9,700食

### 2. 主な更新内容

- ①現行計画（平成23年6月策定）内のデータを更新（平成23年時⇒平成30年時）
- ②北地区、東地区学校給食センターの老朽化に伴い、両学校給食センターを統合した新学校給食センターの建設を目指す整備方針や年次計画を記載  
※学校給食の理念及び基本方針等は変更なし

### 3. 策定作業の経過

年月日	内容
平成30年2月20日	平成29年度第2回学校給食審議会（計画更新の着手を報告）
平成31年2月21日	平成30年度第2回学校給食審議会（素案の提示）
平成31年4月19日	平成31年度第1回学校給食審議会（最終案の了承）

## 「八戸市いじめ防止基本方針」改定の概要

### 1 改定の趣旨

「いじめ防止対策推進法」では、法の施行から3年をめぐり、必要に応じて見直し等を行うこととなっており、国では同法に基づき、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定、県では平成29年10月に「青森県いじめ防止基本方針」を改定したところである。このことを踏まえ、本市においても、いじめ防止等のための対策を一層推進するため、平成28年4月に策定した「八戸市いじめ防止基本方針」の改定を行うものである。

### 2 主な変更・追加点

#### (1) いじめの定義【変更】

けんかであってもしっかり調査して対応する。

軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして情報共有する。

#### (2) 八戸市教育委員会が実施すべき取組【追加】

- ① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・派遣に取り組むとともに、児童生徒・保護者から活用されるよう周知する。
- ② 幼児期の教育においても、相手の立場に立って行動できるよう幼保小連携推進事業等を通じて市内小学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園が連携した取組を推進する。
- ③ 学校における定期的なアンケート、個人面談の取組状況を把握する。
- ④ 児童生徒、保護者及び教職員がいじめを相談する体制の整備、関係機関との連携体制の整備、学校指導体制の整備の推進や教員の業務負担の軽減に努める。
- ⑤ 学校からの報告に係る事案について必要な支援及び調査を行う。

#### (3) 学校が実施すべき取組【追加】

- ① いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図る。  
(学校いじめ防止プログラム【年間計画】の策定)
- ② いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定める。  
(早期発見・事案対処のマニュアル【学校いじめ対処マニュアル】の策定)
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善を図る。教員評価においても取組を評価する。
- ④ 児童生徒、保護者及び関係機関が、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる（学校だよりやHPでの公開等）とともに、必ず年度始めに説明する。
- ⑤ 学校いじめ対策組織が実効的に機能するよう、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにするとともに、情報の収集と記録、共有を行う役割を機能させ、組織的に対応する。教員が児童生徒の訴えを抱え込んだり、個人で判断したりしない。
- ⑥ いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援する。

#### (4) いじめ解消の定義【追加】

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

#### (5) 重大事態への対処【追加】

- ① いじめの重大事態については、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。
- ② 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないこと。